Ⅲ　美術の著作物・写真の著作物

教科用図書に掲載された美術の著作物又は写真の著作物を教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、小学校用、中学校用及び高等学校用の教科用拡大図書のそれぞれについて、当該著作物の利用の態様に応じ、以下の表のとおりとする。

小学校用　（単位：円）

大きさ＼発行部数		25部未満	25部以上50部未満	50部以上
1ページ大	国内	324	648	1,188
	国外	300	600	1,100
1／2ページ大	国内	216	324	648
	国外	200	300	600
1／4ページ大以内	国内	108	216	324
	国外	100	200	300

中学校用　（単位：円）

大きさ＼発行部数		25部未満	25部以上50部未満	50部以上
1ページ大	国内	324	648	1,188
	国外	300	600	1,100
1／2ページ大	国内	216	324	648
	国外	200	300	600
1／4ページ大以内	国内	108	216	324
	国外	100	200	300

高等学校用　（単位：円）

大きさ＼発行部数		25部未満	25部以上50部未満	50部以上
1ページ大	国内	324	648	1,188
	国外	300	600	1,100
1／2ページ大	国内	216	324	648
	国外	200	300	600
1／4ページ大以内	国内	108	216	324
	国外	100	200	300

備　考

1　「国内」欄の額は、消費税法に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所地を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。

2　「1ページ大」とは、一の著作物を2分の1ページを超え、1ページ以内の大きさで複製する場合をいい、「2分の1ページ大」とは、一の著作物を4分の1ページを超え、2分の1ページ以内の大きさで複製する場合をいい、「4分の1ページ大以内」とは、一の著作物を4分の1ページ以内の大きさで複製する場合をいう。

3　写真の著作物において美術の著作物が複製されている場合に当該写真の著作物を教科用拡大図書に複製するときの補償金の額は、当該写真の著作物の著作権及び当該美術の著作物の著作権が共に存する場合には、当該写真の著作物及び当該美術の著作物のそれぞれについて、この表に掲げる補償金の額の100分の75に相当する額とする。

Ⅳ　その他の著作物

言語の著作物、音楽の著作物、発行された美術の著作物及び発行された写真の著作物以外の著作物を教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、教科書等掲載補償金の額の2分の1の額の範囲内において当該著作物を教科用拡大図書に複製する者及び当該著作物の著作権者が協議して定める額とする。

○厚生労働省告示第八十二号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第五十条の十二第一項及び消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令・法務庁令・厚生省令・農林省令第一号）第百九十四条の規定に基づき、消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準（平成二十一年厚生労働省告示第四百四十五号）の一部を次のように改正する。ただし、この告示による改正後の消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準は平成二十八年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る事項に関する共済計理人の職務について適用する。

平成二十八年三月二十四日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一条第六項中「長期国債」を「利付国債券（十年）」に改め、第六条第二項第一号イ中「平成八年大蔵省告示第四十八号（保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準）第七項の規定により一号分析期間の期初において締結する保険契約に適用される予定利率」を「次項に規定する一号分析期間の期初における標準利率」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3　一号分析期間の期初における標準利率は、次の各号に掲げる共済契約の区分（以下「共済契約区分」という。）に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　第一号保険契約（平成八年大蔵省告示第四十八号（保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準。以下「大蔵省告示」という。）第五項に規定する第一号保険契約をいう。以下同じ。）に準ずる共済契約　同項の規定により一号分析期間の期初において締結する第一号保険契約に適用される予定利率

二　第二号保険契約（大蔵省告示第五項に規定する第二号保険契約をいう。以下同じ。）に準ずる共済契約　同項の規定により一号分析期間の期初において締結する第二号保険契約に適用される予定利率

三　第一号及び第二号に規定する共済契約以外の共済契約　大蔵省告示第七項の規定により一号分析期間の期初において締結する保険契約に適用される予定利率

4　次の各号に掲げる共済契約に係る一号分析期間の期初における標準利率については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定めるものとすることができる。この場合において、共済計理人は、第一号又は第二号に掲げる共済契約にあっては当該共済契約に該当すると判断できる根拠を、第三号に掲げる共済契約にあっては当該共済契約に該当する旨を、附属報告書に記載しなければならない。

一　前項第二号に掲げる共済契約であって、大蔵省告示第六項に規定する保険契約に準ずるもののうち、前項第一号に定める予定利率とすることが合理的であると認められるもの　同号に定める予定利率

二　複数の共済契約区分に属する共済契約からなる共済事業の種類において、一の共済契約区分に属する共済契約の契約量が少ない等、一号収支分析の結果に及ぼす影響が少ないと認められる場合における当該共済契約　当該共済契約区分以外の共済契約区分に属する共済契約に係る一号分析期間の期初における標準利率

三　複数の共済契約区分に属する共済契約からなる共済事業の種類（前号に掲げるものを除く。）における共済契約区分に属する共済契約に係る一号分析期間の期初における標準利率のうち最も低いもの

5　第三項第一号又は前項第一号の規定により一号分析期間の期初における標準利率を第三項第一号に定めるものとする場合には、第二項第一号の長期国債応募者利回りは、利付国庫債券（十年）応募者利回り及び利付国庫債券（二十年）応募者利回りの平均とみなすものとする。